

鎌倉市企業立地等促進条例

立地に係る固定資産税・都市計画税の軽減

【対象地域】

- 1 工業地域、工業専用地域、準工業地域(製造業)
 - 2 全ての地域(情報通信、宿泊業、自然科学研究所)
- ※立地については関係法令による制限があります。

【対象企業】

事業所を市内に新設、移設、増設又は建替えをした企業

【対象業種】

製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所

【投下資本額】

大企業：3億円以上(市内で3年以上操業している場合は1億円以上)
中小企業：5千万円以上(市内で3年以上操業している場合は2千万円以上)

【支援内容】

大企業：立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/3に軽減(5年間)
中小企業：立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/4に軽減(5年間)

設備投資に係る固定資産税(償却資産)の軽減

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

次の条件をすべて満たす企業

- 1 事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した企業
- 2 対象業種の事業を市内において3年以上継続して行っている企業

【対象業種】

製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所

【取得価格】

大企業：5,000万円以上
中小企業：500万円以上
※導入した設備一品あたりの取得価格

【支援内容】

取得した償却資産に係る固定資産税を1/3に軽減(5年間)

本社機能等の設置に係る法人市民税の軽減

【対象地域】

鎌倉市内

※立地については関係法令による制限があります。

【対象企業】

立地により本社機能等を新たに有した企業

※本社機能等とは、総務部門、経理部門又は企画部門その他これらに類する法人全体の業務を所掌している部門

【投下資本額】

大企業：3億円以上(市内で3年以上操業している場合は1億円以上)
中小企業：5千万円以上(市内で3年以上操業している場合は2千万円以上)

【支援内容】

法人市民税法人税割を1/2に軽減(3年間)

地域貢献施設に係る固定資産税(償却資産)の免除

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

事業所内保育施設を設置した企業

【支援内容】

事業所内保育施設の用に供する償却資産に係る固定資産税を免除(5年間)

問合せ

鎌倉市市民活動部観光商工課 (0467)23-3000(内線2355)